

享祿五年の「中国・九州御祓賦帳」について

——中世防長の伊勢信仰史料——

惠 良 宏*

On 「Chugoku・Kyushu OHARAI-kubari-cho」 dated on the 5th of
the Kyoroku Era (A. D 1532)

——Historical Materials of the medieval ages about the peoples who
beliebed in Ise-Shrine in Yamaguchi-prf. (Sufo, Nagato) —— by Hironu Era

山口県外に存在する防長関係の歴史の史料は数多い。最近、山口県史料の編纂が行われて、既に古代篇の刊行をみるなど、とみに集成の方向に向いつつある。筆者も先年来、機会をみては探訪、収集に当たっているが、ここではかつて戦国時代以前の交通関係史料を収集した折、管見にふれたものから防長関係のものを紹介したい。中世にさかのぼる史料は県内にも多く残存しており、『萩藩閩閩録』に代表される歴大な古文書史料の編纂もなされている。しかし周防、長門全域に渉って中世の状況を把握できるような史料は大変少なくなっている。むしろ在地の人々が遺した記録よりも他国から来たか或は旅行者の如き人々の記録したものが客観的に防長の状態を描写している感がある。例えば東福寺の僧梅霖守竜が天文十九年周防得地保に下向した時の日記などには、在地の武士層の文書にうかがわれない精神的なものや人々の感情表現、心づかいといったものまで知ることが出来て中世に生きた人々の息吹きを感じさせてくれるものがある。興味深い。宗祇の日記「筑紫道の記」でもそうしたことの片鱗がうかがえよう。この史料は、伊勢神宮の御師がはるばる下向して県内各地に宿泊を重ねながら、先々の旦那に伊勢神宮の御祓―太麻など―を配分して廻った記録であって、宗祇や守竜の如き内面描写も在地土豪の生活ぶりにも見られないが、農村における伊勢信仰受容者の氏名が一人一人記載されて、なかにも武士層より下の階層に属した有力農民や市の商人も名を列ねているなど興味深いものがある。

この御祓賦帳は享祿五年（一五三二）天文元年（一五三二）の分で、伊勢神宮の御師橋村

氏の地盤とした地域―石見、周防、長門、筑前、豊前、豊後―各地の旦那名簿といった性格をもつ、橋村氏は伊勢内宮の御師で吉川氏や北条早雲の如き戦国大名とも師且関係を有した有力者であった。御師は平安時代中期以降の寺院から始まり、その後専ら神社に見られるようになった祈禱と参詣宿を提供する人と神との仲介者である。熊野神社の御師は古くから知られるが、伊勢神宮はその性格からして出発は遅れて鎌倉時代以降活発となる。伊勢神宮は祭神が皇室祖神によるため天皇家の氏神的性格が強く、「延喜式」以来の私幣禁断によっても明らかやうに閉鎖的な信仰であった。しかし平安末期、私幣禁断の緩和以後は、皇祖神に国家最高神の性格が伊勢信仰の弘通に有力に作用して地方に信仰の発展がみられた。東国の各地に神宮領たる御厨が設定され、地方豪族の寄進がなされたのもそうした地方発展のあらわれである。中世の古代国家没落期においては国家、貴族の信仰から新興階級の武士層へと拡大されたのである。しかしやがて参詣者の積極的誘引へと変化していく御師の制度がととのえられて来る。鎌倉時代末から戦国時代へかけての中世の長い時期、御師は各地へ出向き主に地方豪族層を中心に師且関係を結び参宮を勧め、また一方では見返りの寄進を仰いだ。戦国期の農村では農民層も経済的に成長がみられ、彼らも御師の旦那として伊勢信仰を受け入れ、かつ経済的負担を行うようになる。ここにあらわれる農民はもろろん一般

* 宇部工業高等専門学校歴史教室

農民ではなく農村内の有力者であり、また地侍的性格をもつ人々である。しかし彼らの存在は考えられてもこうした記録による以外氏名を確める術がない。その意味では単なる御被配布先名簿の史料も貴重な存在と考えられよう。

さて御師の廻国活動には一方ではこうした経済的な要求もふくまれていたが、中世後半はすでに寺社の所領・荘園は各地で崩壊しかけていたから社寺参詣の活発化はとりもなおさず荘園経済の衰退期では有力な経済的基盤になりえた。御師の活躍もこのような背景をもつものでもある。伊勢神宮の御師は一方では有力な商人であり、信仰の伝播とともに経済活動を行っていた。この史料の橋村氏も旦那に御被ととも帯や扇やのしなどの「土産」を持参しているが、この見返りとして銭貨を受けとっている。ここでの帯や扇は中世ではもつともふつうの贈答品であるから直ちに行商とはいえないが、各地の旦那を廻っていくのは結局、彼らからの「かへし」すなわち寄付金的な銭貨の収取が大きな目的であったといえよう。橋村氏の「御被賦帳」には、旦那からの返礼金を記載しており、また「何年分未進」という記載もあって未進すなわち滞納があることを一書き記している。御師の廻国による収入高がどの位あったかを知るほとんど唯一の史料といつて良い。

本史料は、上述のように、伊勢神宮内宮の御師橋村家に伝来したものであるが、現在は神宮文庫の架蔵文書になっている。早く新城常三博士によって取り上げられ紹介された。^(註1)中世における御師の活動―就中、廻国による収益を知る極めて貴重な史料であるといわれる。ここでは防長関係の史料としてとり上げた。(豊前国の方は本文に収めたが、石見、筑前はここでは省略する。なお筑前の部分は「筑前国荘園史料」に収録している。)

この史料は、まず周防国から始まり、石見へ入り、再び長門国内を経て九州へ渡った御師の足どりがつかめ、当時の交通路もうかがえる。周防国の分はいくらか錯簡があるらしくまた始めの部分が闕けている。道順は富田から玖珂(周東町)へと行き山陽道に沿って小周防(光市)切山、末武、下松(下松市)野上・久米、須々万、(徳山市)広瀬(錦町)、山代(本郷村、美和町)、鹿野(鹿野町)山間部へと入り、鑄銭司・陶・朝田(山口市)、小郡、と出て佐波川下流の奈美・鈴屋、西仁井令(防府市)から防府へ入っている。そこから宮野へ行き山口町内各地を廻って、得地へ出て佐波川上流の祖父まで溯っている。再び山を越して仁

保、宮野へ入り、再び防府へ出、やきの(不明)からしまた(光市か)宮のまへ(不明)にいやこうち(不明)から室積、馬島、田布施、塩田から屋代(大島)へ渡り、伊保庄(柳井市)へ返り、上の関で周防の廻国は終っている。大体享祿五年の四月から八月くらいまでかかっているらしく、書入れの「かへし」すなわち賽銭の請取り日付によって知られる。(請取日付はまちまちであるから必ずしも滞在日は示していない)

長門国は、細野、鷹巣、地福、徳佐(阿東町)へと山陰道に沿い、ひろ原から紫福(福栄村)まへ(不明)すず蔵、嘉年(阿東町)弥富(須佐町)福田、佐々並(むつみ村)あや木、真名、四ヶ小野(宇部市)岩永(秋芳町)まへ(不明)厚東(宇部市)吉見(同)厚狭、埴生、赤間関と進み豊前小倉へ渡る道順である。御師の使者が耳から聞いた地名であるから不明な点があり、現存地名が同定できない所もある。御教示頂ければ有難度い。また内容的な考察は関連史料に余り当たらないので明らかには出来ない。

註 (1)新城常三『社寺参詣の社会経済史的研究』(塙書房刊、昭和三九年)付記、橋村氏の御被賦帳には、この後永祿七年、元龜元年、天正十四年、慶長十五年のものが残存している。

中国・九州御被賦帳

(表紙)

周防国

石見国

長門国

豊前国

豊後国

筑前国

享祿五年

賦帳 橋村

享祿五年

使 福屋治部

八月吉日

(周防国)

○とん田 中領新左衛門殿

おび

社なし 江良藤右衛門殿

とん田 よこ山弥三殿

とん田 とのかうちそうとん

とん田 岩屋寺

とん田 長をの兼久六郎左衛門殿 (帯以下閉じ) おひ

三百文むまのとしかへしあり

社なし 延頭う弥め殿

とん田 のうのまこ三郎殿 (孫)

いと原ひこ七郎殿 (玖理) おひ

(書入れ) 合二貫□□文、当年たつ七月十九日までかへし

此内二貫文去年うけと□□□□二貫七百文未進

合二貫三百文去年うの年七月廿七日までのかへし (卯)

合二貫四百文去年とらの二月廿七日かへし (寅)

くか 道きやう おひ

くかいと原かもん殿 (願) あふき

社なし 永泰院 (高森) あふき

くか たかもり宗左エ門殿 (高森) あふき

くか 渡辺新左エ門殿 (高森) 〃

くか 新寺山別当坊 〃

くか 杉のもり 仏成寺ほうさうす (蔵主)

くか 杉のもり 小河か□四□左エ門殿

〇くか 杉のもり 河村左馬殿 あふき

社なし なか河善正寺さい書記、

なか河のさす河藤左エ門殿 (巻) おひ

百文当年たつ七月十三日かへし

此内四貫百文 去年たつのと改か二貫百五十文請進、

合六貫二百五十文うしのとし七月十六日藤左エ門殿東二五郎殿かり、

社なし くす木 西応寺

(小周助) こそおう たか水のほうおん寺

こそおう 大のこひの与三郎殿

こそおうのくをん寺 (小周助)

下辻 こんや大郎左エ門殿

合六貫五百九十文当年たつ七月廿五日までかへし

きり山文せん庵 (切) あふき

社なし たうはの岡村五郎左エ門殿 (ちせ)

ゆへふいのせん寿寺 (マ)

末たけのちそう院 (武)

末たけの正まん

二百文去年の未進

〇下松ひかし市、六郎左エ門殿 おひ

社なし 同ひかし市、孫左エ門殿

同ひかしいち弥四郎殿

同ひかしいちのふ□四郎殿

下松れいしやう寺

野の上 ほう志ゆあん (あか)

〇くめの市二郎左門殿 (久米)

合一貫八百五十文当年たつ七月十五日までかへし

〇くめの市二郎左門殿 (久米)

〇くめのうまんめしき

光寿寺 新次郎殿

合六百文当年たつ七月十五日かへし

二百文当年とらのとし七月廿八日かへし

すまの三へわう丸助左エ門殿 (須々万) おひ

すまの勝やわかさ殿

合三百文当年たつ七月十五日かへし

すまのれんけ寺 扇

ひろせのゑちせん殿 (広瀬)

社なし

社なし ひろせのゆうりん庵
 社なし ひろせのしやうけん殿
 〃 ひろせのは三左エ門殿
 〃 ひろせのゆうこん庵
 〃 西はたの藤左エ門殿
 〃 山代 五葉庵
 合拾貫五十文当年たつ七月十五日までかへし
 七百文去年かり上くるまでかへし
 山代成^(成カ)□寺 扇おひ
 〇山代 松原形部殿 あふき
 社なし 山代の松原つしま殿
 〇同 まつはら藤左衛門殿
 社なし 山代のまつはらいへの殿
 〃 同 かう田新左エ門殿
 〃 同 息^(息カ)たてわき左エ門殿
 〃 同 かうたふせん殿
 〃 同 しそく二郎左エ門殿
 〃 山代の森田修理殿
 〃 山代の本郷のとねかす^(全計)殿
 社なし 山代の河上そい谷前月庵ほうさうす^(藏主)
 〃 かのの牛見神エ門殿
 〃 同半見七郎左衛門殿
 合二貫五百五十文当年たつ七月十五日までかへし
 〇山代河山の宮大夫殿
 〇同 むななかた殿 のし一六
 〇同 企^(不明)記 あふき
 合二百文当年たつ七月十六日までかへし
 同人内たかつつしま殿 おひ
 二百文うしのとし七月十三日かへしあり

社なし よし木 岩崎八郎左エ門殿
 〃 志^(精鏡)仲せん寺の竜光院 あふき
 〇す^(庵)衣のほう志やく庵
 社なし あさ田天木や七郎エ門殿
 社なし おこほりの大^(野カ)□殿
 合八百文当年たつ八月二日までかへし
 〇な^(奈美)ミの大郎左エ門殿 おひ
 社なし すすや 松尾の尊景坊
 〃 か^(ハカ)ハての新エ門殿
 〃 西^(井カ)に里やう とた田殿
 〃 府中あみだ寺あんやう坊
 〃 宮の守近孫左エ門殿 おひ
 社なし 宮の杉中将殿
 合五百文当年たつ五月十三日までかへし
 山口 定林寺 あふき
 合四貫五百三十四文当年たつ七月廿三日までかへし
 山口 うしろ^(後河原)かはら 玉驛院 あふきおひ
 社なし 山口、うしろかはら^(山)□の江太郎左エ門殿
 社なし 山口、新左エ門殿 おひ
 合一貫百文当年七月廿九日までかへし
 山口つこしのき四郎左衛門殿 おひ
 合二貫百文当年たつ四月十五日かへし
 山口 なし橋いつみ入道殿 おひ
 合一貫四百文当年たつ七月十日かへし
 山口 ほくこいん
 山口あらせ新左エ門殿 のしおひ
 社なし 山口 よしのひこ三郎殿
 〃 山口 くさ^(谷)みんまこ左エ門殿 おひ
 〃 山口 宮河与三エ門殿

山口 さいもとの源左エ門殿
 山口 たてこうち知阿弥(堅小殿)
 山口 野村左馬殿 おひ
 社なし 山口 塩田道藤エ門殿 おひ
 〇同 弥三殿 おひ
 〇同 秋山勢左エ門殿 おひ
 社なし 山口 九郎三郎殿
 山口 つくちや弥五郎殿
 合二貫四百文当年たつ七月廿日までかへし
 山口 (道場) たうちやうの七郎左エ門殿 おひ
 問田殿 (のし二ハ)
 〇同 大々かたとのた殿(ま)のし一ハ
 二貫百文当年たつ七月廿日かへし
 〇上とくち (徳地) 福寿院 あふき
 合三貫百三十文当年たつ八月五日までかへし
 二百五十文去年の未進
 〇下とくち ふ中や弥七殿 おひ
 〇同おこそかしやまこエ門殿 おひ(小吉垣)
 社なし ふか谷の六郎左エ門殿 おひ
 同 与三殿
 下とくち 三谷いえもと四郎エ門殿
 下とくち ふるとの五郎左エ門殿
 下とくち (奥河内) おくのかうちとね与四郎殿
 合八貫五百九十文当年たつ七月十一日までかくし(相父)
 社なし (相父) そふのこの源エ門殿 おひ
 社なし ほうの木の新左エ門殿
 にほの志ちん
 宮のの守近太郎左エ門殿
 宮のの大中殿(ゆち)

合二貫百五十文当年たつ八月九日までかへし
 四貫文当年(たつ)「さかい」六月八日(目)二か請不申候、二月ハなかにて見可申候
 六百四十七文去年の未進
 府中 宮地与三左エ門殿
 社なし やきのいかか七郎殿
 遍ミの(ふか)小中殿
 志またの東寿坊
 宮のまへほうせん坊
 宮のさくさ五郎左エ門殿
 にいやかうちといの二郎左エ門殿
 〇むろつ(室積)ミくほの新二郎殿 おひ二すち(筋)
 社なし (馬の島) むまのしまの七郎大夫殿
 田ふせの又四郎殿(希徳)
 志ほ田の二田ひこエ門殿
 〇屋代へつ(鳥末)のあさ□二郎三郎殿
 屋代(鳥末)しますゑわた二郎エ門殿
 合一貫百五十文当年七月九日かへし(番入)
 いほの庄大廣庵
 〇いほの庄 般若寺 おひ
 社なし 同 北之坊
 〇いほの庄 (伊保) 廣津新エ門殿 おひ
 社なし 同 ひろ津三郎エ門殿
 同 藤エ門殿
 同 なら橋七郎殿
 河内山与一エ門殿
 当年
 河内山新左エ門殿
 上の関村上殿※ おひ
 同村上弥三殿※ おひ
 ※この二人は対しては殿の書き方に差異があつて。身分の違いが知られる。

宏 良 惠

同人内難波九郎左エ門殿
はさき月清二郎左エ門殿
石見国
(中略)

(審入れ)
合四貫二百文当年七月十六日かへし

長門国

己上合十三貫百九十文の内去年二貫五百文請取候
去年かへし
取候 残百

○ほそのの茶やひこエ門殿
(細野) おひ

合七貫百五十文当年たつ七月十五日までかへし

○たかのすの二郎大夫殿
おひ

合二貫三百六十文当年たつ七月廿日かへし

ちふくの三郎エ門殿
(福地) おひ

社なし ちふくの市はしたて四郎エ門殿

○とくさ 文珠寺
(徳佐)

社なし とくさ つほの内藤左衛門殿

○ひろ原のまこエ門殿

合六貫八十文当年たつ八月十日までかへし

志ふきよこかい二郎エ門殿
(兼福)

まへ五郎やしき四郎左エ門殿

社なし まへ 内藤殿

社なし すす蔵五郎九郎殿

か年見性寺
(賀)

いやつみの太郎二郎殿
(弥富)

合二貫四百文当年たつ七月十五日までかへし

○いやつみの田原左近殿

合一貫三十文当年たつ八月五日までかへし

合二貫二百文うしのとし七月十六日かへし
未進也

○ふく田のもり弥ま殿
(福山)

合八百文当年たつ七月九日かへし

ささなミかうや四郎左エ門殿
(佐々並)

社なし あや木若王寺の九郎エ門殿
(綾)

社なし まなのほう志ゆいん
(真名)

合五貫八百六十文当年たつ七月十六日までかへし

四ヶ小野浄住寺

社なし 同 天福寺

同 小野 住道平七郎殿

同 すい志やうあん
(編松 庵丸)

社なし 西三郎エ門殿
(マ)

岩長の岡部七郎殿
(永)

まへこの末富弥三郎殿
(不明マ)

同 末富右馬助殿

同 むまのせう殿

同 治部殿

まへこ宮の坊

合二貫百文七月十五日まで当年たつかへし

ことう うへかまた地藏院
(原東)

○同 上 孝正庵 おひ

社なし 同 清水寺

同 石河田郎殿

同 ひこ七郎殿

社なし よしみ山田小太郎殿
(吉見) おひ

○よしみちや屋 志け、はつ おひ
(厚狭 岩 武カ)

社なし あさゆわたけまこエ門殿

〃 はふ市三郎九郎殿
(殖生)

あかまか関禪福寺
(赤團)

扇

ふせん(豊前)の国

〇こくら大門三郎左エ門殿
(小倉) おひ

百五十文当年たつ六月六日のかへし

〇同 かなや田中孫エ門殿

合二貫二百文当年たつ七月廿一日までかへし

〇こくら斗や三郎エ門殿 おひ

社なし 同 (到津) いとうつ殿

〃 同人内はたま四郎左エ門殿
(細思)

〃 同 (藤崎) のさき中世うち弥太郎殿
(小路)

〃 同 (今石) いまいし二郎エ門殿

合二〇〇文〇〇当年たつ七月十日までかへし

長(野)の永暹寺 扇、帯

社なし (實) ゆき殿 おひ

〇いま井 福嶋七郎左エ門殿

社なし (城井) 平嶋うねめ殿

〇はちやいま市太郎二郎殿
(八屋)

二貫文請取当年たつ七月十日のかへし

〇おさた南の坊

合九百文当年たつ七月十五日までかへし

〇はちやはかりや三郎エ門殿
(堀)

合廿たんだ百文請当年七月十八日までのかへし

〇ときゑたひろ山かか殿
(時枝)

合三貫七百文当年たつ七月二十五日までかへし

布廿四たん未進也

〇ついちちはたけ中与三左エ門殿 おひ

合布二一たん代二貫六百八十文
(藤)

〇ひこ山石〇坊
(藤丸) おひ

社なし ひこ山 覚堅坊

〃 ひこ山 きうもん坊

ひこ山 岩藏の石見殿

(求善地) くほて山のいせ殿

うさ山下 今仁さま殿
(宇佐)

うさ仏谷大藏殿

うさ あもん坊

社なし うさ月のせ十郎太郎殿

うさ御許山座主殿
(時枝)

ときゑたかか殿
(母)

うさはうり殿
(親)

うさの矢部殿

うさの矢部三郎左エ門殿

同人内おく七郎二郎殿
(本部)

矢部志きふ殿
(長洲)

なかつ福寿奄

うさたかむら橋の本まこ三郎殿
(小坂)

社なし うさおさか殿
(津原)

つふさの仏殿寺

社なし 安心院殿

かわくちの原外記殿

同人内長石主計殿

同人内城尾〇守殿

佐田殿 のし一ハ

同人内 賀来大藏殿
(賀来)

またま真玉寺
(以下豊後国)

社なし またま山田長門守殿

田し(總)ふ弥五郎殿

北(浦部)うらへかかち市丸かもん殿

社なし 同うらへく(采)のうら大志やう寺原殿(原殿カ)

〃 日田殿 のし

〃 一(マ)ト おひ

ひた 長嶋助二郎殿

ひた 田嶋宮太夫殿

ひた かくま殿

山田みそへの新左エ門殿

(筑前)
ちくせんの国

(香)
わか松助左エ門殿

社なし (音)あしや本城かたる五郎左エ門殿

(以下筑前国省略)

付記、

- 一、本文中、変体仮名は現在仮名遣いに改めた箇所がある。
- 一、□、□は破損虫損で判読不明の箇所を示す。
- 一、()は筆者の案、もしくは註記を示す。(マ、)は原本のままの意である。
- 一、本文中、地名の冒頭に○印を付したものは社をもつ人であろう。
- 一、本史料のうち周防国(一部)長門国の部分を「宇部地方史研究」三
号(四十九年十二月)刊行に紹介している。

(昭和四十九年十二月一日受理)